別表六（二十七）　特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第42条の12の7第2項の規定の適用可否						
特定生産性向上設備等に係る確認を受けた年月日	1	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
認定国際経済事情激変事業適応計画の認定年月日	2	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業種目	3					
資産区分　種類	4					
資産区分　構造、用途、設備の種類又は区分	5					
資産区分　細目	6					
資産区分　取得年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
資産区分　事業の用に供した年月日	8	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額　取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
取得価額　法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
取得価額　差引改定取得価額 (9)－(10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

当期分				前期繰越分			
取得価額の合計額 ((11)の合計)	12	円		差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円	
同上のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る額	13			繰越税額控除限度超過額 (29の計)	21		
税額控除限度額 $((12)-(13))\times\frac{7}{100}+(13)\times\frac{4}{100}$	14			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	15			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉕」)	23		
当期税額基準額 $(15)\times\frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24		
当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17						
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉖」)	18						
当期税額控除額 (17)－(18)	19			法人税額の特別控除額 (19)＋(24)	25		

繰越可能当期税額控除限度額の計算

(12)のうち認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等に係る額	26	円	繰越可能当期税額控除限度額 $((26)-(27))\times\frac{7}{100}+(27)\times\frac{4}{100}$	28	円
同上のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る額	27				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は繰越可能当期税額控除限度額	当期控除可能額又は当期税額基準額	翌期繰越額 (29)－(30) (マイナスの場合は0)
	29	30	31
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			外　円
・　・ ・　・			外
・　・ ・　・			外
・　・ ・　・			外
・　・ ・　・			外
計		(22)	
当期分	(28)	(16)	外
合計			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）